

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書

政府が現在検討している「新たな基本計画」は、今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものである。先に出された「中間論点整理」では、最大の課題である食糧自給率の向上に向けての政策について触れられていない。また、中間論点整理の政策課題が食糧自給率の向上にどのように結びつくのか明確に示されていない。

これまで規模拡大・効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こす要因のひとつとして考えられることから、食品の安全や環境問題などに配慮した政策への転換が必要である。

基本計画の見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながると考える。

よって、政府におかれては、下記事項について積極的な推進をはかられることを要望する。

記

1. 生産者と消費者の理解と協力のもと食料自給率引き上げ政策を推進すること。
2. 政府対象者となる担い手は、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置付けること。
3. 新たな経営安定対策は、耕作意欲を持てるよう本格的な所得補填策とすること。
4. 農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。また、構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。
5. 農家及び地域住民などを含めた農業資源保全の取り組みに対する支援策を導入すること。
6. 環境直接支払い制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。
7. 現行の中山間地域直接支払い制度は拡大・充実して継続実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月15日

岐阜県郡上市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣 様